

都市計画審議会と専門家会議の位置づけ

都市計画審議会

- ・都市計画法に基づき条例で定める
- ・委員8人（議員・学識経験者・町民）
- ・都市計画に関する町長への諮問機関
- ・景観条例の意見聴取先（景観協定・氏名等公表・開発事業／屋外広告物の審査・代執行）
- ・専門家会議を置く。

下部組織

専門家会議

- ・都市計画審議会の下部組織。都市計画審議会運営規則で定める
- ・委員5名（景観・都市計画・建築・森林の専門家）
- ・事前景観調査報告書（事前懇談会結果報告・チェックリスト含む）について意見・助言
→開発事業者・意見を提出した関係住民も参加。
- ・審議会から求められたときに、景観協定・重要景観の指定に意見・助言
- ・審議会から求められたときに、住民説明会再開催に対する意見・助言